

令和3年9月1日

お客様各位

石川県信用農業協同組合連合会

投資信託にかかる規定の一部改正について

当会では、以下の投資信託にかかる規定を一部改正することとしましたのでお知らせいたします。

改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改正後の規定を当会ホームページに掲載させていただきますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、印刷した規定の交付をご希望の場合は、当会窓口へお申し出ください。

記

1. 改正日 令和3年10月1日

2. 改正内容

- (1) 2021年10月1日から貯金口座に未利用口座管理手数料制度が導入されることに伴い、国債・投信窓販の指定貯金口座にも該当する場合があることから、国債・投信窓販にかかる所要の約款改正を行います。
- (2) 2020年4月から施行された民法上に「混合寄託」にかかる規定が設けられたことを踏まえ、約款に記載の「混蔵」を「混合」に改正いたします。
- (3) 投信窓販のNISAにかかる令和3年度税制改正を踏まえて、所要の約款改正を行います。

3. 改正規定等一覧

1	保護預り規定兼振替決済口座管理規定(国債等公共債、取引残高報告書式)
2	投資信託総合取引規定
3	非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款